（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第六条　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項（二〇）中「同号の二の㈢のAの(b)に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）」の下に「、関税率表第二〇〇八・九九号の二の㈠のBの(c)のロに掲げる物品（小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）を除く。）」を削り、同項（三六）中「（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）を除く。）」を削り、同項（三六）を同項（三七）とし、同項（三五）を同項（三六）とし、同項（三四）の次に次のように加える。

（三五）　関税率表第二〇〇八・九九号の二の㈠のBの(c)のロに掲げる物品（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）を除く。）及び関税率表第二一〇六・九〇号の二の㈡のEの(a)のハの(ロ)のⅢの(Ⅲ)に掲げる物品（砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものを除く。）

別表第一の十の項（九）中「及び」を「並びに」に、「に掲げる物品、同号の二の㈡のEの(a)のハの(ロ)のⅢの(Ⅰ)」を「及びⅢの(Ⅰ)」に改め、「（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）を除く。）」を削り、同項（一一）中「同号の二の㈢のAの(b)に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）」の下に「、関税率表第二〇〇八・九九号の二の㈠のBの(c)のロに掲げる物品（小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）」を加え、同項（一八）中「関税率表」を「関税率表第二〇〇八・九九号の二の㈠のBの(c)のロに掲げる物品（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）を除く。）及び関税率表」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第六十二条の二第三項第四号及び第六十二条の十六第三項第四号の改正規定は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十四号

畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表調製ホエイの項中「調製粉乳」の下に「又は調製液状乳」を加える。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

農林水産大臣　吉川　貴盛
内閣総理大臣　安倍　晋三

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十五号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八百八十四億円」を「八百七十一億円」に、「千三百九十億円」を「千五百三十七億円」に、「十一万千六百十分の十一万千四百四十二」を「十一万五千四百六十三分の十一万五千三百二十九」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十六号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。